

令和 5 年度博物館実習実施要項

葛飾区郷土と天文の博物館

1 趣旨

博物館実習は、博物館法施行規則第 1 条第 2 項に基づく学芸員資格取得のため必要な実務実習の課程です。当館では毎年度、博物館の活動に資する学芸員を育成するため、博物館法の趣旨に則り、実習を実施しています。

2 実習期間

令和 5 年 5 月 2 7 日（土）～ 5 月 2 8 日（日）

3 対象

下記の要件を満たす者

- （１） 学芸員の資格取得に意欲があり、将来、博物館への就職を希望する学生
- （２） 現在大学または大学院に在学中で、学芸員資格取得に必要な単位のうち、博物館法で履修が定められている、博物館実習以外の単位をすべて履修済みの者
なお、博物館実習以外の科目が現在未取得であっても、実習開始までに取得見込がある場合は、以下の条件で申し込みを受け付けます。
 - ① 未取得科目について、実習開始までに取得見込みであることを明記した文書を別送してください。書式は問いませんので、必ずその旨わかるようにしておいてください。
 - ② 単位を取得した段階で、単位取得証明（担当教官の私印によるものでも可）を別送してください（実習開始までに単位取得証明が送付されない場合は、実習への参加はご遠慮いただきます）。
- （３） 当博物館で扱う分野（日本歴史学、日本民俗学、日本考古学、天文学）を専攻している者
- （４） 実習の全日程に参加できる者

4、定員

定員 5 人。

5、選考

申し込み者の数が定員を超えた場合は、下記の順に選考します。

- ① 受講生は各大学 1 名を原則とします。
- ② 大学 4 年生、大学院修士課程 2 年生以上で今年度修了予定者。

- ③区内在住者・区内出身者。
- ④当館で実習を希望する理由が明確である者。

6 申込み方法

7の申込書類を葛飾区郷土と天文の博物館実習担当者宛に、大学担当部署が厳封したものを持参するか、大学担当部署が直接発送すること。学生からの直接の申込みは受け付けません。封筒の表には、「博物館実習関係書類」と朱書きしてください。

7 申込書類

次の1から5を葛飾区郷土と天文の博物館「博物館実習担当」あてに、

①「博物館実習申込書」

申込書は同館ホームページからダウンロードできます。実習申込者が所属する大学の実習担当部署で作成してもらってください。

②「単位取得証明書」

学芸員課程の必修単位のうち、博物館実習以外の単位が取得済みまたは取得見込みであることがわかるもの（大学発行の書類に記載があれば、単位取得証明書でなくてもよい）

③「履歴書」

市販の履歴書で可。顔写真を貼付のこと。各大学所定の書式でも可。学歴は中学校卒業以上を記入してください。

④志望理由書（書式自由。1,200字以内で、葛飾区郷土と天文の博物館を実習先に志望する理由を書いてください。）

⑤返信用封筒

宛先は大学の担当部署担当者とし、角2型封筒に120円切手を貼付してください。

※申込み書類が欠けていたり、不備があった場合には、選考外とします。

8 受付期間

令和5年3月29日（水）～4月12日（水）（必着）

上記期間以外は受け付けできませんのでご注意ください。

9 受入の諾否

文書により回答します。

10 その他

- ・ 実習場所への移動に伴う交通費は各自の負担となります。
- ・ その他、葛飾区郷土と天文の博物館及び担当者宛のお心遣い（謝礼・手土産等）は固くお断りします。
- ・ 実習生個々に対する評価は行いません。実習終了後、当館書式の修了証を発行します。各校書式による修了証・評価表のご送付はご遠慮ください。
- ・ 実習終了後、3週間程度で修了証と実習記録を各大学の担当者宛に送付します。
- ・ 実習中の万一の事故などに備えて、大学で実習者に対する対人・対物の保険に加入してください。実習中や移動時に発生した事故等の責任は当館では負いかねます。
- ・ 実習先が職場であることを認識し、社会人としてふさわしい行動とマナーを心がけてください。実習中は職員の指示に従ってください。
- ・ 個人的な事由（アルバイト・就職活動等）による遅刻、早退、欠席を認めません。いかなる事由でも遅刻、早退、欠席が複数度にわたった場合及び葛飾区郷土と天文の博物館に対する信用を失墜するような行為があった場合は、実習への参加を中止していただきます。
- ・ 募集に関する連絡等は、すべて大学の担当窓口を通して行います。